

第 23 号 議 案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(手数料の種別及び金額)</p> <p>第 2 条 前条の規定による手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関する事務 別表第 5</u></p> <p><u>(6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）に関する事務 別表第 6</u></p> <p><u>(7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に関する事務 別表第 7</u></p> <p><u>(8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に関する事務 別表第 8</u></p>	<p>(手数料の種別及び金額)</p> <p>第 2 条 前条の規定による手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に関する事務 別表第 5</u></p> <p><u>(6) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関する事務 別表第 6</u></p> <p><u>(7) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）に関する事務 別表第 7</u></p> <p><u>(8) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に関する事務 別表第 8</u></p> <p><u>(9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に関する事務 別表第 9</u></p>

(9) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に関する事務 別表第9

(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に関する事務 別表第10

(11) その他の事務 別表第11
（指定機関に納める手数料）

第3条 公安委員会が別表第12の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる指定機関に行わせることとした場合は、当該事務について前条に規定する金額の手数を当該指定機関に納めるものとする。

2 略

別表第4 警備業法関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	略				

2	法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新申請手数料		1件	23,000円
---	-----------------------------------	--------------	--	----	---------

(10) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に関する事務 別表第10

(11) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に関する事務 別表第11

(12) その他の事務 別表第12
（指定機関に納める手数料）

第3条 公安委員会が別表第13の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる指定機関に行わせることとした場合は、当該事務について前条に規定する金額の手数を当該指定機関に納めるものとする。

2 略

別表第4 警備業法関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	略				
2	法第5条第5項の規定に基づく警備業認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料		1件	2,000円
3	法第7条第1項の規定に基づく警備業認定証の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定証更新申請手数料		1件	23,000円
4	法第11条第3項の規定に基づく警備業認定証の	警備業認定証書換え手数料		1件	2,200円

3～16 略

別表第5 略

別表第6 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～5 略					
6	法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	技能講習手数料		1人	14,000円
7～17 略					

別表第7～別表第9 略

別表第10 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
----	-------	--------	----	----	----

書換え

5～18 略

別表第5 探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく書面の交付に関する事務	探偵業新規届出証明書交付手数料		1件	3,600円
		探偵業変更届出証明書交付手数料		1件	1,600円
		探偵業届出証明書再交付手数料		1件	1,100円

別表第6 略

別表第7 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～5 略					
6	法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	技能講習手数料		1人	12,700円
7～17 略					

別表第8～別表第10 略

別表第11 自動車運転代行業認定等に関する手数料（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
----	-------	--------	----	----	----

1	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料		1件	12,000円
---	---	-----------------	--	----	---------

1	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (以下この表において「法」という。)第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料		1件	12,000円
2	法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運転代行業認定証再交付手数料		1件	1,700円
3	法第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	自動車運転代行業認定証書換え手数料		1件	2,100円

別表第11及び別表第12 略

別表第12及び別表第13 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行及び地方公共

団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。